# 平成30年度臨時農業用大型トラクター技能講習会開催要領

#### 1 目 的

担い手の経営規模拡大や集落営農の法人化が進むなか、省力・低コスト農業を目指 し、県下各地域において高性能大型機械の導入が進んでいる。

本年度は豊岡と加西の2会場で開催した。定員160名のところ約2倍の258名の受講申し込みがあった。

そこで、受講希望者を対象に臨時に農業用大型トラクター技能講習会を開催し、操作技術の習得と大型特殊自動車(農耕用)の運転免許取得要望に応え、大型農業機械利用の効率化と安全利用を推進する。

## 2 講習会及び免許試験の日時・場所

#### (1) 加西(明石)会場

		平成31年2月5日(火)	前期班1日目	加西市常吉町荒田1256-4			
			50名	兵庫県立農林水産技術			
		9時 ~ 9時30分	受付開講式	総合センター			
			班 編成	農業大学校			
		9時30分~16時30分	実技講習	(事務局 1至090-3031-6058)			
			前期班2日目				
		平成31年2月6日(水)		同 上			
加	大型特殊 技能講習	9時~16時30分	実技講習				
771		平成31年2月7日(木)	後期班1日目				
			50名				
西		9時~9時30分	受付開講式	同 上			
			班 編成				
		9時30分~16時30分	実技講習				
会		T D =	後期班2日目				
		平成30年2月8日(金)		日 上			
		9時~16時30分	実技講習				
場				明石市荷山町1649-2			
333		平成31年2月12日(火)					
		13日(水)		自動車運転免許試験場			
		14日(木)		TEL 078-912-1628			
	免許試験	15日(金)	実技試験				
		18日(月)	ļ	(事務局16090-3031-6058)			
		19日(火)					
		20日(水)					
		各日とも9時50分~16時					

- (注)①臨時会期加西会場受講者は、計2日間とする。前期班50名、後期班50名と して、予め指定した班(前期・後期)の講習会日程に参加いただく。
  - ②講習日及び試験日の振り分けは、主催者に一任。
  - ③受講会場毎に主催者が指定した試験日に免許試験を受験のこと。
  - ④加西会場は、県立農業大学校「トラクター練習コース」で講習実施。
- 3 主 催 兵庫県農業機械化協会
- 4 後 援 兵 庫 県(申請中)

## 5 受講予定人員

- (1) 加西(明石)会場 100名 (大型特殊のみ)
  - (注) 予定人員を超過した場合は、受講者数を調整することがある。

#### 6 受講対象者

自動車運転免許証の住所欄が兵庫県内の記載者で、かつ以下の者とする。

- (1)大型トラクター等農業機械を所有又は導入計画のある農家及び集落営農組織等のオペレーターで、農耕車限定の大型特殊免許(又はけん引免許)を必要とする者
- (2) 農業機械士(補助事業等によるトラクター(30ps以上)、自脱型コンバイン(4条 刈以上)等特定高性能農業機械の導入の条件)の認定を受けようとする者
- (3)農業機械取扱業者及びJA営農指導員等で、大型特殊免許(農耕車限定)等を必要とする者

## 7 受講資格

講習を受けようとする者は、次の運転免許を取得している者に限る。

受講区分	取得している免許
大型特殊免許 (農耕車に限る)	普通自動車運転免許以上

注:大型特殊免許(限定無し)取得済み者は、限定免許を受験できない。

#### 8 受講申込み方法

受講希望者は、別紙(様式1)申込書により次のとおり申し込むものとする。なお、市町においては、受講申込者を別紙(様式2)によりとりまとめ、添付するものとする。

#### (1) 加西会場受講者の申込

- 1) 農業機械取扱業者は、兵庫県農業機械化協会長へ**12月25日(火)まで**に直接申し込むものとする。
- 2) 前記 1)以外の農業関係団体及び農業者等は、市町を経由して県農政環境部農 林水産局農産園芸課あて、**12月25日(火)まで**に申し込むものとする。

## 9 受講者の決定について

- (1)受講者の最終決定は、県農業機械化協会長が県農産園芸課長と協議の上、抽選により決定するものとする。
- (2) 受講申込み人数が予定人員を超過した場合の人員調整は、認定農業者や集落営農組織のオペレーター、大規模土地利用型農業者などの担い手を優先的に取り扱うものとする。また、1集落営農組織当たりの人数を制限することがある。
- (3) 兵庫県農業機械化協会長は受講者が決定され次第、<u>申込者に受講の可否の通知</u>を 行うものとする。このとき受講決定者あて、受講票は発行しません。

# 10 受講料

- (1) 9の(3)で受講可の通知を受けた申込者は受講料を指定口座へ振り込むこと。
- (2)受講料は、<u>大型特殊技能講習は30,000円</u>とする。 なお、運転免許試験の受験手数料(兵庫県証紙 2,600円)は兵庫県農業機械化 協会で準備する。
- (3) 受講料の納入は、次のとおりとする。
  - 1) 郵便振込通知票により

口座番号 01120-4-7960

〒679-0103 加西市別府町小池下甲1870-1

TEL 0790-47-1536, FAX 0790-47-1537

加入者名 兵庫県農業機械化協会

2) 受講料振込期限

「受講可の通知票」を受け取った日から

・加西会場受講者 平成31年1月30日迄とする。

#### 11 その他

- (1) 主催者は、受講中の事故に対し、一定額の保険加入措置を講ずるものとし、 それ以上の責を負わない。
- (2) 受講決定後やむを得ず受講できなくなったときは、速やかに兵庫県農業機械 化協会(TEL 0790-47-1536)に連絡すること。
- (3) 受講料納入後やむを得ず受講できなくなっても、納入受講料は返還しない。
- (4) 農業関係団体・農業者等の受講希望者にあっては、別紙(様式1)申込書により市町に申し込むこととしており、〆切期日に余裕をもって提出のこと。

#### (様式1=個人票)

# 平成30年度 臨時農業用大型トラクター技能講習受講申込書

平成 年 月 日

兵庫県農業機械化協会長 様

〒 −

受講者住所 (ふりがな) 氏 名 生 年 月 日

電話番号

(携帯電話番号)

平成30年度臨時農業用大型トラクター技能講習を受講したいので申込みいたします。

- 1. 受講区分及び場所
  - (1) 大型特殊技能講習 ①加西会場
- 2. 職業名 ( )
- 3. 現在取得している免許の種類
  - ①普通自動車 ②大型特殊自動車 ③その他(
  - ※大型特殊技能講習の受講は普通自動車免許以上の保持者に限ります。
  - ※けん引技能講習の受講は大型特殊自動車免許(農耕限定含む)の保持者に限ります。
- 4. 受講希望理由
  - ①認定農業者で営農するために免許が必要
  - ②集落営農組織のオペレーターになるために免許が必要(組織名: )
  - ③大規模土地利用型農業経営(専業等)を行っているため免許が必要
  - ④その他(具体的に: )
- 5. 過去の受講落選の有無
  - ①有(回)②無(初めての受講申請)
- (注) 1) 上記1. 3. 4. 5. については、該当カ所に○印をつけること。
  - 2) 受講申込みのためにご記入いただきました個人情報は、講習会参加の確認以外には使用いたしません。

(様式2=市町から県提出用)

平成 30 年度 臨時農業用大型トラクター技能講習受講申込書

平成 年 月 日

兵庫県農政環境部農林水産局農産園芸課長 様

○○市○○課長

平成 30 年度 農業用大型トラクター技能講習受講希望者は下記のとおりです。

		-										
受講場所	受講 区分	郵便番号	住 所	氏 名	ふりがな	生年月日	電話番号 (携帯番号)	職業名	現在取得 の免許	受講希望 の理由	過去の 受講落選 (回)	備考
例:加	大	679-0103	加西市別府町1870-1	0000	ふりがな	S29.1.1	090-0000-0000	農業自営	普通	3	1	

- 1. 受講場所については、豊岡会場は 「豊」、加西会場は「加」 と記入。
- 2. 受講区分は、大型特殊は「大」、けん引は「け」と記入。
- 3. けん引は豊岡会場のみであるので注意すること。
- 4. 受講希望の理由欄は、次の受講希望理由 ①~④を記入すること。
  - ①認定農業者
  - ②集落営農組織のオペレーター
  - ③大規模土地利用型農業者などの担い手
  - ④その他 (申込書の記載事項を転記)

# 大型及びけん引運転免許取得受験に対する注意事項

## 1. 受験申請に必要なもの

- (1) 免許証

  - 運転免許申請書を作成する際に必要となります。
- (2) 写 真 1枚(30mm×24mm)
  - 受験票に添付。講習会初日の運転免許申請書記入時に1枚必要となります。
  - 背景は無地、無帽子、正面とします。
- (3) 印 鑑 (試験合格者が免許証受領時に必要:試験日に準備)
- (4) 受験手数料の兵庫県証紙は、協会が準備します。
- (5) 運転免許申請書は、協会が準備します。講習会会場で記入いただきます。

## 2. 受講・受験に対する注意事項

- (1) 受講・受験者は、毎回受付をし、係員の指示に従ってください。
- (2) 運転に適正な服装(運転靴等)をしてください。 受講時のヘルメットは協会で準備します。
- (3) 筆記用具(ボールペン)、昼食は各自準備してください。
- (4) 適性試験に合格しないと技能試験は受験できません。 眼鏡等を必要とする者は、必ず使用してください。
- (5) けん引運転免許受験者は、適性試験時に「深視力検査」が加わります。 特に、乱視の人は眼鏡等で前もって矯正が必要です。
- (6)講習会を受講しない者は受験できません。試験車両は、講習時使用のトラクターを持ち込みます。
- (7) 受験には、法令に則した「安全確認動作」が必要です。

